

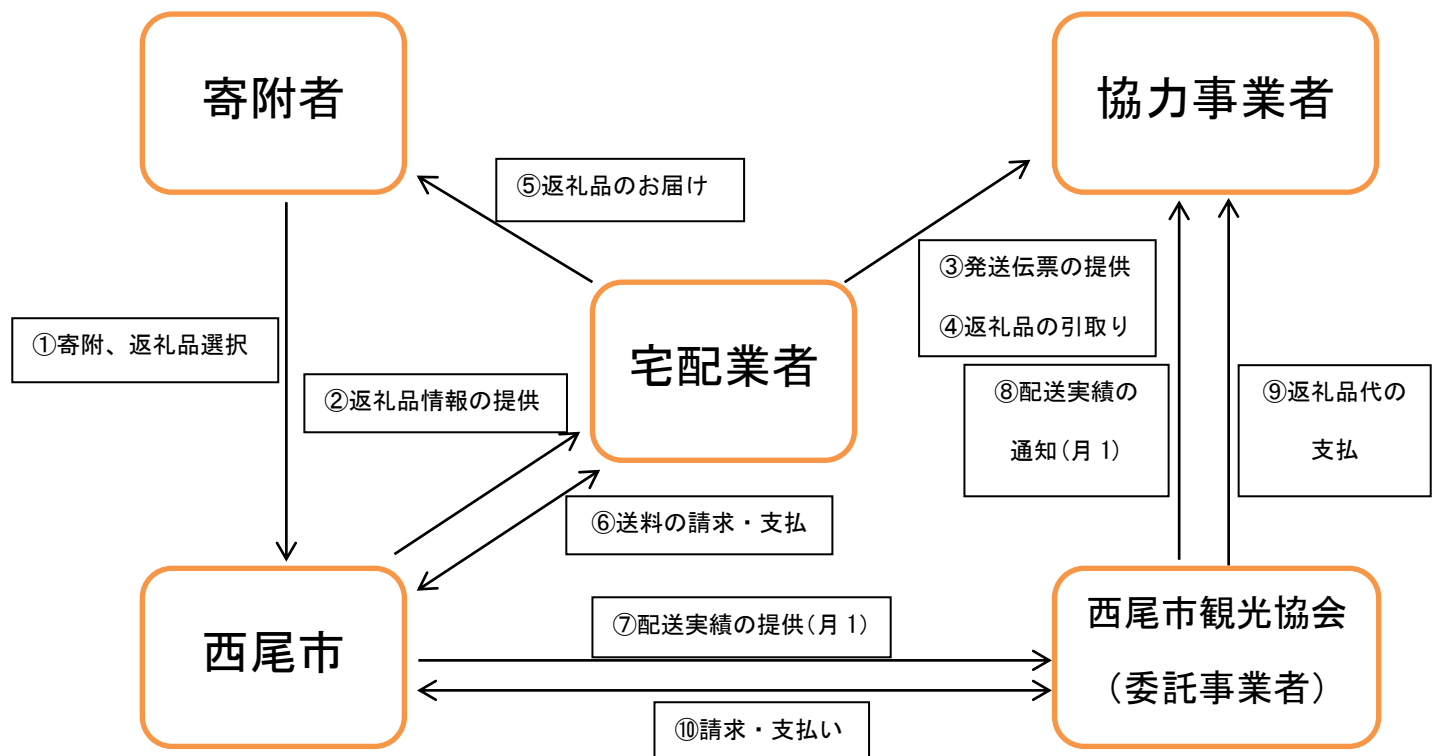
西尾市ふるさと納税返礼品 協力事業者募集要領

令和5年4月1日

西尾市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領

市では、地場産業の活性化と本市への寄附促進を目指すとともに、わがまち「西尾」の魅力を広く全国へ発信することを目的として、ふるさと応援寄附金制度を推進しています。同制度は、本市へ1万円以上の寄附をしていただいた市外に住民登録のある個人に御礼として返礼品（本市の特産品）を贈呈するものです。この度、より一層の返礼品の充実を図るため、返礼品を提供していただける協力事業者を募集します。

1. 事務の流れ【配送方法変更後】



2. 事業者の要件

ふるさと納税返礼品協力事業者は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件を満たしても市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 原則として、市内に事業所がある法人、その他の団体又は市内の個人事業者であること。（一定の条件を満たせば、市外の事業所等も要件を満たすものとする。）
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 各種法令を順守した生産、製造、加工、収穫又はサービスの提供を行っていること。

- (5) 個人情報保護法及び西尾市個人情報保護条例等関係法令を順守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

3. 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件に適合しても、市又は西尾市観光協会が返礼品として適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

- (1) **地場産品**であり、市内で生産、製造、収穫、加工（製造過程における一部のものは除く）のいずれかが行われているもの、又は市内で提供されるサービスで、西尾市の魅力を体感できるもので国が示した判断基準に適合するもの。
※但し、地場産品の判断については、判断基準が不明確な部分もあるため、個別に判断を行う場合がございます。

地場産品の判断基準

- ・ 主要な原材料が市内で生産されたものを使用して、市外の工場で製造した商品を返礼品としているものは、地場産品と考える。
- ・ 市内の小売業者が市外から仕入れてそのまま販売している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。
- ・ 市内に事業所が所在する事業者が市外で生産し、一般に流通している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。

＜地場産品ではない返礼品の例＞

- ・ 他地域（市外産）の「肉」「うなぎ」「かに」「メロン」「いくら」「ビール」等
- ・ 外国企業の製品
- ・ カタログギフト
- ・ 他地域の「遊園地のチケット」「温泉施設招待券」「料亭での食事券」
- ・ 海外ホテル宿泊券、旅行券
- ・ ポイント

- (2) 全国各地に発送が可能であること。
- (3) 常時安定供給できるもの。（季節商品や数量限定となるものは市との協議により決定します。季節商品及び期間限定は最低100セット用意できること。）
- (4) 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、旅館業法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと。
- (5) 飲食物の場合は、原則として寄附者に到着から3日程度の賞味期限が保障されるものであること。

4. 返礼品の調達価格

返礼品に対する寄附金額（設定金額）は5千円以上とし、千円単位で設定できるものとします。

返礼品の価格は、設定金額の3割（下図1参照）とします。設定金額の上限はありません。ただし、総務省の指摘などにより年度途中で変更をする場合がございます。

返礼品の価格（図1）

設定金額	返礼品の価格
5,000 円	1, 500 円（税込）
10,000 円	3, 000 円（税込）
11,000 円	3, 300 円（税込）
⋮	⋮
100,000 円	30, 000 円（税込）
⋮	⋮
300,000 円	90, 000 円（税込）
⋮	⋮
500,000 円	150, 000 円（税込）
⋮	⋮
1,000,000 円	300, 000 円（税込）

5. 返礼品の出品数

特に制限はありません。

※ただし、色違いなど同様の返礼品を多数出品すること（概ね3品以内）はご遠慮ください。一事業所によるご返礼品が多数となった場合には、出品数を調整させていただきます。

6. 協力事業者のメリット

- (1) インターネットの Web サイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・さとふる・JAL ふるさと納税・ふるなび）やパンフレットを通して商品の PR が行えます。
- (2) 返礼品発送時に限りパンフレット等を同梱していただき全国へ自社商品の PR を行うこともできます。

7. 申込方法

必要書類を記入の上、下記書類を西尾市観光協会へ提出してください。
※（３）返礼品写真データについては下記 E-mail アドレスへ送ってください。

（１）西尾市ふるさと納税返礼品協力事業者申込書（様式１）

（２）返礼品提案書（様式２）

（３）返礼品写真データ

※画像は、横長のものとし、サイズは 2MB 程度とします。枚数はイメージ写真など含め 8 枚以内とし、1 枚は必ず返礼品の現物（荷姿）写真を用意して下さい。
また、パンフレットやホームページで利用しますので、画像が粗いものは撮り直しをお願いすることがあります。

（４）市税の納税証明書（完納証明）

提出先：一般社団法人西尾市観光協会（受付時間 平日 9：00～17：00）

〒445-0851 西尾市花木町4丁目64

TEL：57-7882 E-mail：furusato@katch.ne.jp

8. 個人情報保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報については、返礼品の発送以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、2次利用や第三者への漏えいは厳禁。）。協力事業者が認定を取り消された場合や事業完了後も同様です。ただし、返礼品に同梱のパンフレット等により、寄附者が直接協力事業者へ商品を注文したこと等により入手した個人情報を除きます。

9. その他の留意事項

（１）ポータルサイトや市ホームページ、パンフレット等への返礼品の掲載位置や順位については、市及び西尾市観光協会へ一任するものとします。

（２）登録された返礼品の金額・内容を変更又は取り下げは、半期ごととします。

（３）ポータルサイトの掲載は、決定後 1 か月から 2 か月の期間を有します。

（４）返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各事業者で対応していただきます。その場合、真摯に対応し解決に努めることとし、苦情内容や対応状況については必ず観光協会へ報告をお願いします。品質等による保証やクレーム対応について、市及び観光協会は一切責任を負いません。

- (5) 認定された協力事業者が本要項「2. 事業者の要件」に該当しなくなった場合、又は協力事業者が提供する返礼品全てが「3. 返礼品の要件」に該当しなくなった場合は、協力事業者の認定を取り消します。